

浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月24日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第135号

浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱（令和2年告示第132号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

別表補助対象者のうち、千葉県知事より救命救急センターに指定し、又は救急基幹センターに承認されている医療機関の項補助上限額の欄中「30,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同表補助対象者のうち、上記以外の医療機関の項補助上限額の欄中「3,000,000円」を「1,000,000円」に改め、同表備考の3及び4中「ついては」を「については」に改める。

別記第1号様式、別記第3号様式、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「浦安市長 様」を「（宛先）浦安市長」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の浦安市救急医療体制維持確保臨時補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。